



鳥取県公報

令和3年9月10日（金）
第9332号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（476）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（477）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（478）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（479）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定自立支援医療機関の指定（480）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 3
	大規模小売店舗の新設の届出（481）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除予定（482）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（2件）（483・484）（会計指導課）・・・ 5
	出納員の権限に属する事務の一部の委任（2件）（485・486）（〃）・・・・・・・・・・ 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（13）・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 6
	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	落札者の決定（税務課）・・・・・・・・・・ 8
	落札者の決定（4件）（物品契約課）・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
瀧川医院	境港市日ノ出町113	令和3年8月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
後藤ヶ丘薬局	米子市上後藤一丁目8-28	令和3年9月1日

鳥取県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
瀧川医院	境港市日ノ出町113	令和3年7月31日

鳥取県告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
瀧川 一尚	境港市日ノ出町 96	瀧川医院	境港市日ノ出町 113	居宅療養管理指導	令和3年7月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
瀧川 一尚	境港市日ノ出町 96	瀧川医院	境港市日ノ出町 113	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月31日

鳥取県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社フォーリーフクローバーズ	米子市上福原五丁目1-16	デイサービスよつば	米子市上福原五丁目1-16	地域密着型通所介護	令和2年7月1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社フォーリーフクローバーズ	米子市上福原五丁目1-16	デイサービスよつば	米子市上福原五丁目1-16	第1号通所事業による支援に相当する支援	令和2年7月1日

鳥取県告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社HIRA GI	米子市諏訪334-2	後藤ヶ丘薬局	米子市上後藤一丁目8-28	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和3年9月1日

鳥取県告示第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモスタ日ヶ丘店 境港市夕日ヶ丘二丁目2-1ほか

- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年4月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,473平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 57台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 70平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 11.71立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 3か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
令和3年8月25日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和3年9月10日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第482号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大内字ニノ丸913の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第483号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県警察本部警務部会計課
室長補佐 福田 直子
- 3 委任期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第484号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊
隊長 平野 康一
- 3 委任期間
令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第485号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊
管理官 岸本 裕二

3 委任期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第486号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県鳥取警察署岩美幹部派出所

所長 森本 慎一

3 委任期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第13号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和3年9月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,317
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,581
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,301
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,609
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,746
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,871
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,402
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,214
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,597
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,282
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,526
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,022

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設

置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和3年9月10日から同年11月10日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和3年11月10日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模店舗の名称
(仮称) ドラッグコスモスタ日ヶ丘店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
境港市夕日ヶ丘二丁目2-1 ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
1,831平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和3年11月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 (鳥取市東町一丁目220)
鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課 (米子市糺町一丁目160)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、令和3年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
(1) 試験の日時 令和3年11月12日(金)午前10時から
(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室
- 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	

- 3 受験申込手続
受験願書(出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真(縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真(コピーは不可とする。))で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付すること。)及び受験票を、令和3年9月13日(月)から同月30日(木)までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、令和3年9月30日(木)までの消印又は信書便の役務のうち消

印に準ずるもののあるものにより受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県地方税電子申告ASPサービス調達業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年7月28日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社インテック 富山県富山市牛島新町5-5
5 落札金額	6,237,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和3年6月8日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部税務課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	除雪トラック（10トン級）（中部） 1台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和3年7月6日

- | | | |
|---|----------------------|--|
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20 |
| 5 | 落札金額 | 41,197,311円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 令和3年6月4日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 調達件名及び数量 | 除雪トラック（7トン級）（鳥取） 1台 |
| 2 | 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 | 落札日 | 令和3年7月7日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20 |
| 5 | 落札金額 | 33,581,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 令和3年6月4日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 調達件名及び数量 | 除雪トラック（7トン級）（八頭） 1台 |
| 2 | 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 | 落札日 | 令和3年7月7日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター
鳥取市湖山町東三丁目20 |
| 5 | 落札金額 | 34,141,851円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 令和3年6月4日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------|----------------|
| 1 | 調達件名及び数量 | 路面清掃車（ブラシ式） 1台 |
| 2 | 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 | 落札日 | 令和3年7月29日 |

- | | | |
|---|----------------------|------------------------------------|
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 三協建機株式会社
鳥取市南栄町9 |
| 5 | 落札金額 | 36,216,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 令和3年6月18日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |